

様式 1 公表されるべき事項

国立研究開発法人国立循環器病研究センター(法人番号 3120905003033)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬水準を検討するにあたって、当法人と同じく、研究開発を主要な業務とする他のNC法人のうち、常勤職員数(当法人1,309人)で比較的同等と認められる以下の法人等を参考とした。

○国立成育医療研究センター…当該法人は、同じナショナルセンターとして研究開発を実施している。公表資料によれば、令和2年度の長の年間報酬額は、21,431千円であり、公表対象年度の年俸額は、11,650,000円であり、当法人とほぼ同額である。また、非常勤役員の報酬額は、1日あたり60,000円であり、当法人と同額である。

○国立長寿医療研究センター…当該法人は、同じナショナルセンターとして研究開発を実施している。公表資料によれば、令和2年度の長の年間報酬額は、18,912千円であり、公表対象年度の年俸額は、11,580,000円であり、当法人とほぼ同額である。また、常勤理事の年俸額は、10,740,000円、非常勤役員の報酬額は1日あたり60,000円であり、当法人と同額である。

② 令和3年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、業績年俸について当該役員に適用される号俸に応じた業績年俸額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、評価結果に応じた割合(100分の120~100分の80)を乗じて得た額としている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和3年度における改定内容

法人の長

常勤役員報酬支給基準は、月例年俸及び業績年俸から構成されている。月額については、国立循環器病研究センター役員報酬規程に則り、月例年俸額(11,580,000円)の12分の1の額に地域手当(月例給に100分の16を乗じて得た額)を加算して算出している。業績年俸についても、国立循環器病研究センター役員報酬規程に則り、当該常勤役員の前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、評価結果に応じた割合(100分の120~100分の80)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和3年度においては、役員報酬の改定を行っていない。

理事

常勤役員報酬支給基準は、月例年俸及び業績年俸から構成されている。月額については、国立循環器病研究センター役員報酬規程に則り、月例年俸額(10,740,000円)の12分の1の額に地域手当(月例給に100分の16を乗じて得た額)を加算して算出している。業績年俸についても、国立循環器病研究センター役員報酬規程に則り、当該常勤役員の前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、評価結果に応じた割合(100分の120~100分の80)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和3年度においては、役員報酬の改定を行っていない。

理事(非常勤)

役員報酬規程に則り支給している。非常勤の役員は、日額60,000円としており、前年度からの改定はない。

監事(非常勤)

同上

2 役員報酬等の支給状況

役名	令和3年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,739	11,580	3,192	1853 (地域手当) 114 (通勤手当)	R3.4.1		
A理事	17,660	10,740	5,011	1,718 (地域手当) 191 (通勤手当)			
B理事 (非常勤)	780	780		()			
C理事 (非常勤)	780	780		()		R4.3.31	
D監事 (非常勤)	1,860	1,860		()	R3.7.1		
E監事 (非常勤)	2,760	2,760		()			
F監事 (非常勤)	1,260	1,260		()		R3.6.30	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設置された法人である。

当法人の理事長は、我が国の循環器病に係る研究、医療水準の向上を目指して、研究所、病院、オープンイノベーションセンター、バイオバンク、循環器病統合情報センター、創薬オミックス解析センター等の各部門1,200名を超える常勤職員のほか、レジデントや専門修練医などを統率して、循環器病疾患の分野における研究、臨床や人材育成などの面で成果を継続して生み出すための高いマネジメント能力やリーダーシップ、研究分野に関する高度な専門性に加え、法人のトップとして職員や国民からも信頼を得られる人物が求められている。

研究開発を主要な業務とする他のNC法人の長の報酬水準についても、概ね当法人と同程度であり、こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和2年度業務実績評価結果については、Bであり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

理事

当法人の理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を掌理することである。理事職についても、理事長と同様に管理職としての経験やリーダーシップ、複数の組織や多様な職種を管理する十分なマネジメント能力が必要とされている。

理事の報酬水準についても、法人の長と同じく、研究開発を主要な業務とする他のNC法人の理事の報酬水準と同程度であり、職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和2年度業務実績評価結果については、Bであり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

理事(非常勤)

当法人の理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を掌理することである。理事職についても、理事長と同様に管理職としての経験やリーダーシップ、複数の組織や多様な職種を管理する十分なマネジメント能力が必要とされている。

非常勤理事の報酬水準についても、研究開発を主要な業務とする他のNC法人の非常勤理事の報酬水準と同程度であり、職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和2年度業務実績評価結果については、Bであり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

監事(非常勤)

当法人の監事は、当法人の業務運営、会計経理が適正かつ効率的、効果的におこなわれているかを監査する任務を負っており、財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、監査業務に精通していること、常勤職員・非常勤職員併せて1,800人規模の組織の監査を遂行しうるリーダーシップが必要とされている。

非常勤監事の報酬水準についても、研究開発を主要な業務とする他のNC法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和2年度業務実績評価結果については、Bであり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

【主務大臣の検証結果】

当該役員の報酬は、研究開発を主要な業務とする他法人の役員の報酬額と比較しても妥当な水準であると考え。また、役員の職務内容の特性や令和2年度業務実績評価結果を鑑みても妥当な報酬水準であると考え。

4 役員の退職手当の支給状況(令和3年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	11,550	5	2	R3.3.31	1.2	
理事A	該当者なし					
理事B	該当者なし					
理事A (非常勤)	該当者なし					
理事B (非常勤)	該当者なし					
監事A	該当者なし					
監事B	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	在任期間5年2ヶ月における当法人の業績をふまえ業績勘案率を1.2にて支給。
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事A (非常勤)	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

常勤役員の業績年俸の額については、当該常勤役員の前年度の業績年俸の額に厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、評価結果に応じた割合を乗じて得た額となっており、今後も継続していく予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

- ・当法人は、循環器病にかかる政策医療を担う国立高度専門医療研究センターであり、厚生労働省直属の機関から独立行政法人化したものである。職員の業務は、独法化以前と同様の業務を行っており、政策医療を担う先行独法である国立病院機構の職員の給与水準と同様に、当法人の給与水準についても国家公務員の給与を考慮して決定している。
- ・国家公務員…令和3年国家公務員給与等実態調査での各俸給表における平均給与月額
は下記のとおりである。
行政職俸給表(一)…407,153円、研究職俸給表…560,974円
医療職俸給表(一)…843,232円、医療職俸給表(三)…357,517円
全職員の平均給与月額…414,729円

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成22年の独立法人化当初より、業績手当の業績反映部分について、業績評価による職員の勤務成績を反映している。業績手当(年間4.2月)のうち、職員の勤務成績を反映させる割合は、1.6月(役職手当の支給を受けている職員は2.0月)である。
また、年俸制職員に支給する業績年俸についても、職員の業績評価を反映させており、前年度業績年俸額のうち個人評価を反映させる割合は、副所長・副院長:50%、部長:80%、室長・医長:100%とし、評価に応じて、+20%~-20%の増減率を適用している。

③ 給与制度の内容及び令和3年度における主な改定内容

国立循環器病研究センター職員給与規程に則り、基本給及び諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当)としている。
業績手当(基礎的支給部分)については、基礎的支給部分算定基礎額(基本給+扶養手当+地域手当+研究員調整手当)に、6月に支給する場合においては100分の122.5(役職手当の支給を受けている職員は100分の102.5)、12月に支給する場合においては100分の137.5(役職手当の支給を受けている職員は100分の117.5)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、令和3年度は、病院に勤務する看護職員に対し処遇改善特別手当を特例で制定した。

2 職員給与の支給状況

①-1 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	705	36.3	5,496	4,148	87	1,354
事務・技術	43	40.5	6,275	4,703	139	1,572
研究職種	4	50.8	6,704	4,969	153	1,735
医療職種 (病院医師)	26	42.1	12,003	9,353	73	2,650
医療職種 (病院看護師)	448	33.8	5,094	3,838	74	1,256
技能職種 (看護補助者等)	13	55	5,254	3,908	97	1,346
医療職種 (医療技術職)	149	38	5,266	3,970	109	1,296
福祉職種 (ソーシャルワーカー等)	4	45.3	5,539	4,070	55	1,469
専門技術職種 (診療情報管理士等)	18	45.8	6,030	4,512	125	1,518

注1: 上記以外の職種については、該当する職員がいないため、欄を記載していない。

注2: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注3: 上記の「研究職種」については、年俸制が適用される室長以上の研究員は含めない。

注4: 上記の「医療職種(病院医師)」については、年俸制が適用される医長以上の医師は含めない。

注5: 上記の「技能職種(看護補助者等)」とは、調理師、看護助手等として従事する職員である。

注6: 上記の「医療職種(医療技術職)」とは、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等として従事する職員である。

注7: 上記の「福祉職種(ソーシャルワーカー等)」とは、医療社会事業専門員等として従事する職員である。

注8: 上記の「専門技術職(診療情報管理士等)」とは、診療情報管理士等として従事する職員である。

任期付職員	62	41	8,551	6,622	94	1,929
事務・技術	3	44.8	5,343	4,082	149	1,261
研究職種	12	43.8	6,897	5,226	90	1,671
医療職種 (病院医師)	28	39.6	11,858	9,302	61	2,556
医療職種 (病院看護師)	2	-	-	-	-	-
医療職種 (医療技術職)	8	31.8	4,375	3,328	83	1,047
福祉職種 (ソーシャルワーカー等)	3	42.5	5,027	3,792	256	1,235
専門技術職	6	46.7	6,318	4,778	175	1,540

注1: 上記以外の職種については、該当する職員がいないため、欄を記載していない。

注2: 「医療職種(病院看護師)」については在職人数が2人以下のため、個人情報特定されるおそれがあることから、平均年齢及び令和3年度の年間給与額(平均)については記載していない。

①-2 職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員(年俸制)	人 51	歳 54.4	千円 13,685	千円 10,077	千円 98	千円 3,608
副院長等 (副院長・部長・医長)	人 28	歳 55.2	千円 15,939	千円 11,868	千円 82	千円 4,071
副所長等 (副所長・部長・室長)	人 23	歳 53.5	千円 10,940	千円 7,896	千円 118	千円 3,044

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:上記以外の職種については、該当する職員がいないため、欄を記載していない。

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
任期付職員(年俸制)	人 52	歳 49.1	千円 13,274	千円 10,072	千円 118	千円 3,202
院長等	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
副院長等 (副院長・部長・医長)	人 29	歳 50.5	千円 15,563	千円 11,897	千円 122	千円 3,666
副所長等 (副所長・部長・室長)	人 21	歳 46.2	千円 10,023	千円 7,513	千円 109	千円 2,510
任期付職員	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

注1:上記以外の職種については、該当する職員がいないため、欄を記載していない。

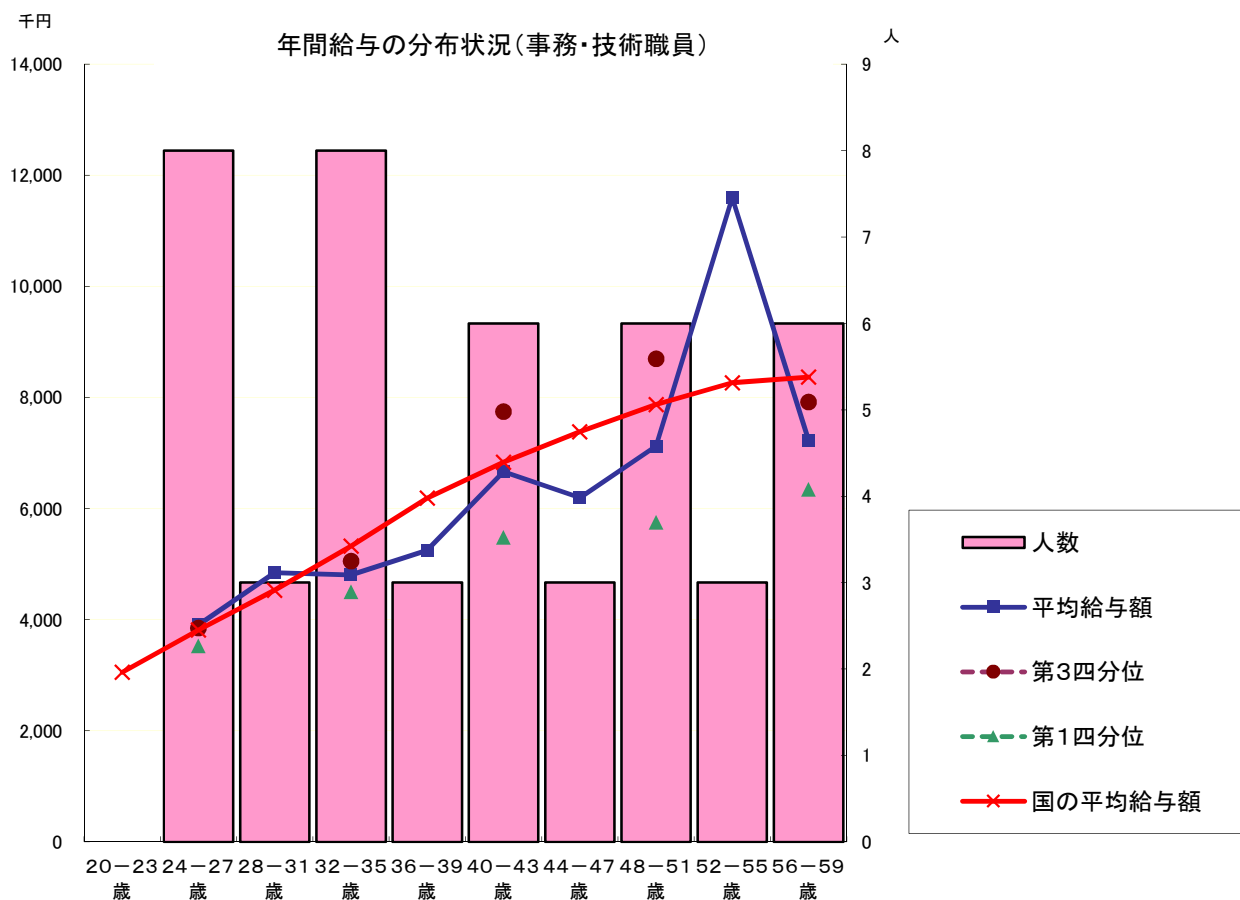
注2:「院長等」、「任期付職員」については在職人数が2人以下のため、個人情報特定されるおそれがあることから、平均年齢及び令和3年度の年間給与額(平均)については記載していない。

・「在外職員」、「再任用職員」、「非常勤職員」については、該当する職員がいないため、表を記載していない。
 ・令和3年度を通じて在職し、かつ、令和4年4月1日に在職する職員(休職等により給与が減額された者を除く)の状況である。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

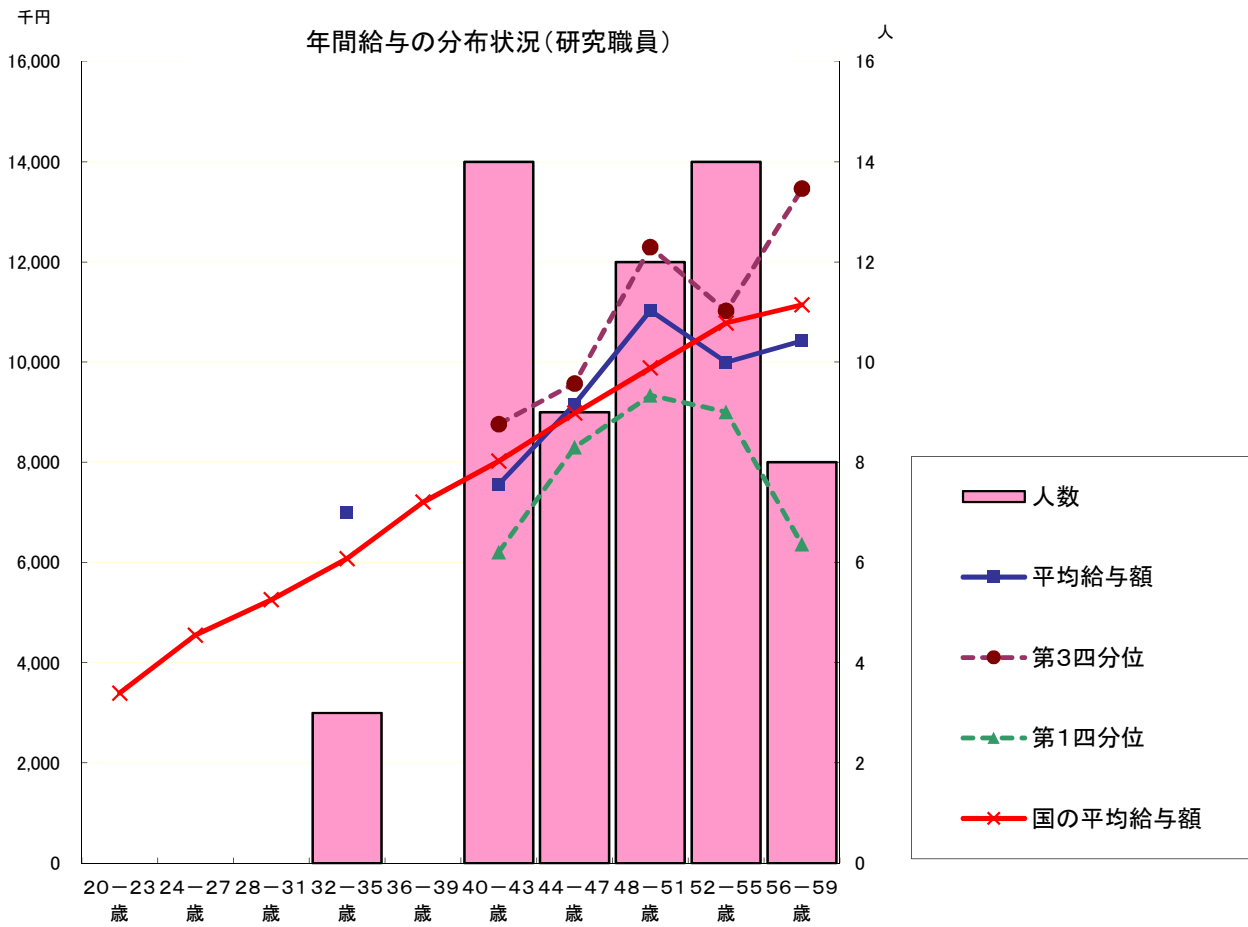
(事務・技術職員)



※1. 該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位の折れ線を表示していない。

※2. 「20-23歳」については、該当がない。

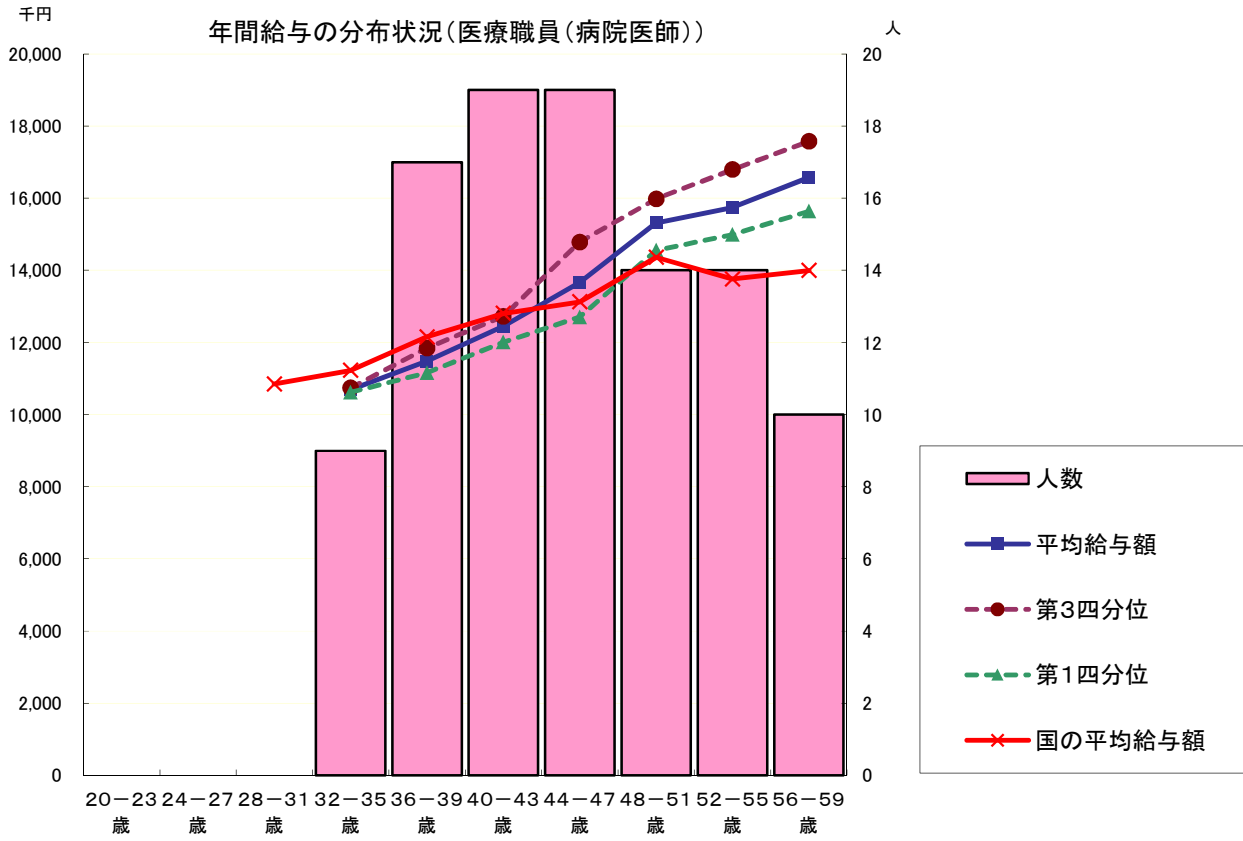
(研究職員)



※1. 該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位の折れ線を表示していない。

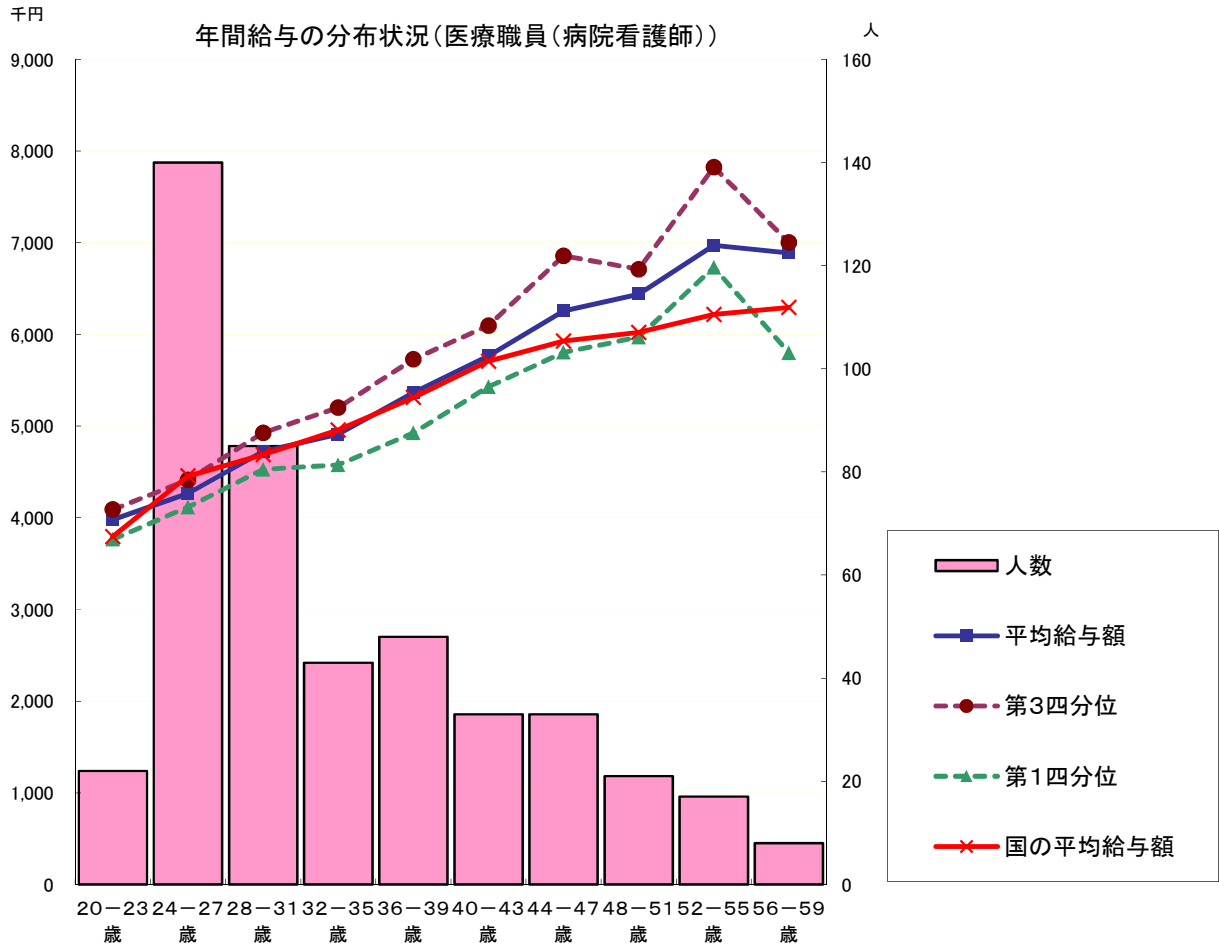
※2. 「20-23歳」「24-27歳」「28-31歳」「36-39歳」については、該当がない。

(医療職員(病院医師))



※1. 「20-23歳」「24-27歳」「28-31歳」については、該当がない。

(医療職員(病院看護師))



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
部長	2	-	-	-
課長	5	49.1	8,584	9,643～7,899
課長補佐	7	48.5	7,454	8,018～6,595
係長	14	38.2	5,357	6,853～4,693
係員	18	35.9	4,588	5,966～3,436

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
部長	14	53.2	12,726	14,206～10,516
室長	30	48.5	9,298	11,175～6,976
研究員	16	45.6	6,743	8,797～5,471

(医療職員(病院医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
副院長	3	60.8	17,932	-
部長	15	56.5	16,900	18,285～15,502
医長	38	50.6	14,891	16,793～12,933
医師	54	40.8	11,861	13,407～10,397

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
看護部長	1	-	-	-
副看護部長	2	-	-	-
看護師長	22	50.5	7,419	7,911～6,315
副看護師長	57	42.5	6,089	7,002～5,073
看護師	368	31.4	4,684	6,738～3,765

※1. 該当者が4人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の「最高～最低」は、表示していない。

※2. 該当者が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は表示していない。

④ 賞与(令和3年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.6	% 53.6	% 52.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.4	% 46.4	% 47.8
	最高～最低	% 54.0～46.8	% 49.4～43.6	% 51.4～45.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.7	% 62.2	% 60
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.3	% 37.8	% 40
	最高～最低	% 46.5～39.4	% 41.0～34.2	% 43.8～37.2

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 0.0	% 0.0	% 0.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 100.0	% 100.0	% 100.0
	最高～最低	% 100.0～100.0	% 100.0～100.0	% 100.0～100.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58	% 63.1	% 60.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42	% 36.9	% 39.4
	最高～最低	% 48.9～38.4	% 41.0～34.2	% 42.3～36.3

(医療職員(病院医師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 0.7	% 0.8	% 0.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 99.3	% 99.2	% 99.3
	最高～最低	% 100.0～45.1	% 100.0～43.5	% 100.0～44.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.1	% 60.6	% 58.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.9	% 39.4	% 41.1
	最高～最低	% 50.1～39.0	% 44.9～34.9	% 46.6～37.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.6	% 54.1	% 52.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.4	% 45.9	% 47.6
	最高～最低	% 51.7～46.2	% 47.4～42.6	% 49.5～44.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58	% 62.6	% 60.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42	% 37.4	% 39.6
	最高～最低	% 51.1～37.8	% 41.0～28.8	% 46.2～35.2

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 96.1 ・年齢・地域勘案 100.2 ・年齢・学歴勘案 95.0 ・年齢・地域・学歴勘案 100.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>○課長補佐以上の事務・技術職員に対しては、病院における管理職として国の俸給の特別調整額に準じた役職手当を支給しているが、当法人の管理職の割合が国の管理職(=俸給の特別調整額支給対象者)の割合を上回っている。(当法人:30.4%、国の俸給の特別調整額対象者割合:17.9%※)</p> <p>※国の割合は令和3年国家公務員給与等実態調査結果より算出</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 11.4%】 (国からの財政支出額 42.2億円、支出予算の総額 368.0億円:令和3年度予算)</p> <p>【累積欠損額 24.3億円(令和2年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 30.4%(常勤職員数46名中14名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 80.4%(常勤職員数46名中37名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 27.1%】 (支出総額 337.3億円、給与・報酬等支給総額 91.6億円:令和2年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 令和3年度は「年齢・地域勘案」の項目について令和2年度と比較すると増加したが、要因としては、管理職の割合が令和2年度と比較して2.7%増加したことが考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。</p>
講ずる措置	引き続き、一般職給与法適用の国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績などを総合的に勘案し、適切に対応していく。

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 99.1 ・年齢・地域勘案 100.6 ・年齢・学歴勘案 98.8 ・年齢・地域・学歴勘案 100.6
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>○室長以上の研究職員に対しては、病院における管理職として国の俸給の特別調整額に準じた役職手当を支給しているが、当法人の管理職の割合が国の管理職(=俸給の特別調整額支給対象者)の割合を上回っている。(当法人:73.3%、国の俸給の特別調整額対象者割合:72.6%※) ※国の割合は令和3年国家公務員給与等実態調査結果より算出</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 11.4%】 (国からの財政支出額 42.2億円、支出予算の総額 368.0億円:令和3年度予算)</p> <p>【累積欠損額 24.3億円(令和2年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 73.3%(常勤職員数60名中44名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 100.0%(常勤職員数60名中60名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 27.1%】 (支出総額 337.3億円、給与・報酬等支給総額 91.6億円:令和2年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 令和3年度における数値は、年齢・地域勘案、年齢・地域・学歴勘案については国家公務員の水準を上回っている。研究職員における管理職の割合は73.3%と、国の俸給の特別調整額対象者割合72.6%※を上回っていることが原因と考えられる。事業種別で、研究を主としていることから、特に優秀な研究職を採用する必要性があり、主に室長以上を管理職とし、役職手当の支給対象としているためである。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。</p>
講ずる措置	<p>引き続き、一般職給与法適用の国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績などを総合的に勘案し、適切に対応していく。</p>

医療職員(病院医師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 104.0 ・年齢・地域勘案 126.6 ・年齢・学歴勘案 104.0 ・年齢・地域・学歴勘案 126.6
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>○優秀な医師を確保するため独法移行時に先行独法である国立病院機構に準じた給与面での支給を行っている。</p> <p>・専門医資格に対する医師手当加算を支給している。(最大月10,000円加算、国にはなし)</p> <p>○医長以上の医師に対しては、病院における管理職として国の俸給の特別調整額に準じた役職手当を支給しているが、当法人の管理職の割合が国の管理職(=俸給の特別調整額支給対象者)の割合を大きく上回っている。(当法人:52.2%、国の俸給の特別調整額対象者割合:39.1%※)</p> <p>※国の割合は令和3年国家公務員給与等実態調査結果より算出</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 11.4%】 (国からの財政支出額 42.2億円、支出予算の総額 368.0億円:令和3年度予算)</p> <p>【累積欠損額 24.3億円(令和2年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 52.2%(常勤職員数111名中58名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 100.0%(常勤職員数111名中111名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 27.1%】 (支出総額 337.3億円、給与・報酬等支給総額 91.6億円:令和2年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>令和3年度における数値は、国家公務員の水準を上回っているが、民間医療法人の医師の年間平均給与額は、15,062千円(令和3年実施第23回医療経済実態調査(2年に1回調査))であり、当法人が必要な人材を確保するためには、競合する業種に属する民間事業者、他法人等の給与水準と比較し、この程度の給与水準とする必要がある。</p> <p>国からの財政支出は、年額42.2億円であるが、病院医師の人件費については、大部分が事業収益で賄われており、給与水準が高いことが直ちに国の財政支出の増加につながるものではないと考えられる。</p> <p>病院医師における管理職の割合は、52.2%と国の俸給の特別調整額対象者割合(39.1%※)を大きく上回っているが、病院事業の特性から各職場ごとに管理する職員を配置する必要があるためである。</p> <p>※国の割合は令和3年国家公務員給与等実態調査結果より算出</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。</p> <p>今後とも、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、必要な検討を進めていきたい。</p>
講ずる措置	<p>引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に勘案し、適切に対応していく。</p>

医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 100.9 ・年齢・地域勘案 111.8 ・年齢・学歴勘案 98.3 ・年齢・地域・学歴勘案 110.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当法人の地域手当(12%)が高いこと(国(医療職俸給表(三)適用職員)において、地域手当12%以上支給される者:23.5%、支給対象でない者:49.0%※)が理由と考えられる。</p> <p>※国の割合は令和3年国家公務員給与等実態調査結果より算出</p> <p>○師長以上の看護師に対しては、病院における管理職として国の俸給の特別調整額に準じた役職手当を支給しているが、当法人の管理職の割合が国の管理職(=俸給の特別調整額支給対象者)の割合を上回っている。(当法人:5.5%、国の俸給の特別調整額対象者割合:1.2%※)</p> <p>※国の割合は令和3年国家公務員給与等実態調査結果より算出</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 11.4%】 (国からの財政支出額 42.2億円、支出予算の総額 368.0億円:令和3年度予算)</p> <p>【累積欠損額 24.3億円(令和2年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 5.5%(常勤職員数450名中25名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 39.1%(常勤職員数450名中176名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 27.1%】 (支出総額 337.3億円、給与・報酬等支給総額 91.6億円:令和2年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>国からの財政支出は、年額42.2億円であるが、病院看護師の person 費については、大部分が事業収益で賄われており、給与水準が高いことが直ちに国の財政支出の増加につながるものではないが、引き続き、国家公務員の給与水準を考慮する必要があると考える。</p> <p>病院看護師における管理職の割合は、5.5%と国の俸給の特別調整額対象者割合(1.2%※)を上回っているが、病院事業の特性から各職場ごとに管理する職員を配置する必要があるためである。</p> <p>職員に占める大学卒業者の割合は39.1%と国(6.7%※)と比較し高くなっている。</p> <p>※国の割合は令和3年国家公務員給与等実態調査結果より算出</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。</p>
講ずる措置	<p>引き続き、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や看護師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に勘案し、適切に対応していく。</p>

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額212,384円 年間給与3,111,741円
- 35歳(係長)
月額420,788円 年間給与6,486,632円
- 50歳(課長) 扶養手当
月額571,639円 年間給与9,073,506円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円を支給)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の業績評価を踏まえ、職員の勤務成績がよりいっそう、的確に反映されるよう継続していく。

III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,797,124	千円 8,782,034	千円 8,760,969	千円 9,030,706	千円 9,165,397	千円 9,494,004
退職手当支給額 (B)	千円 514,848	千円 371,019	千円 239,838	千円 507,335	千円 215,265	千円 398,071
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,882,355	千円 1,862,424	千円 1,819,910	千円 1,867,239	千円 1,955,988	千円 2,174,398
福利厚生費 (D)	千円 1,662,189	千円 1,626,937	千円 1,671,434	千円 1,722,967	千円 1,719,371	千円 1,799,562
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 12,856,516	千円 12,642,414	千円 12,492,151	千円 13,128,247	千円 13,056,021	千円 13,866,035

注: 中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

☆人件費の主な増減要因等

①給与・報酬等支給総額

- ・良質な医療の促進のため医療従事者(医師・看護師)を増員したことによる給与費の増→135,190千円
- ・専門技術職の増員による給与費の増→20,850千円

②退職手当支給額

- ・退職者(退職手当支給対象者)及び退職者一人当たりの増退職手当支給額の増
- ・定年退職者の増による退職手当支給額の増

③非常勤役職員等給与

- ・診療研究体制強化による給与費の増→132,630千円
- ・当直体制強化による宿日直手当の増→2,383千円

④福利厚生費

- ・職員増に伴う共済厚生年金等負担金の増→49,797千円
- ・借り上げ住宅費用の減→-13,500千円

IV その他

特になし。